

商工中金は、1936年(昭和11年)商工組合中央金庫法に基づき、政府と中小企業組合が共同出資する唯一の政策金融機関として設立され、以来85年を超えて、中小企業専門金融機関として発展してきました。

当初存立期間の定めがあった同法は、中小企業の組織化推進及び中小企業金融円滑化の役割発揮が認められ、1985年(昭和60年)の法改正で、存立期間の既定が削除され、組織の恒久化が決定しました。

商工中金は、2008年(平成20年)、株式会社商工組合中央金庫法(以下、商工中金法)に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、協同組織金融機関から同法に基づく特殊社となりました。

2016年に危機対応業務で不正事案が発覚し、2018年より「商工中金経営改革プログラム」のもと、ビジネスモデル等の改革を行いました。
2023年、中小企業による中小企業のための金融機関との位置付けをさらに明確化させ、サービスの質を向上させるため、商工中金法の改正に至りました。

中小企業専門金融機関として設立 日本の経済成長をサポート

中小企業の成長とともに業務拡充 中小企業の金融安定化を支える

セーフティネット機能を発揮 中小企業の成長をサポート

中小企業の企業価値向上に貢献

1936

1936(昭和11年)

- ▶「商工組合中央金庫法」施行、6支所開設し業務を開始



創立当時の当金庫が間借りしていた日本興業銀行本店(1936年)

1951(昭和26年)

- ▶所属組合構成員との取引開始

1952(昭和27年)

- ▶全都道府県に店舗設置を完了

1955(昭和30年)以降

- ▶日本の高度経済成長を支える設備投資を積極的にサポート
- ▶業界の構造改善、共同化・協業化等を支援
- ▶地震・風水害等発生時に災害復旧融資を迅速に支給



経済・社会の主な動き

- 1945年 太平洋戦争の終結
- 1973年 第一次オイルショック
- 1978年 第二次オイルショック

1985

1985(昭和60年)

- ▶「商工組合中央金庫法」改正、組織の恒久化が決定



1997(平成9年)

- ▶バブル崩壊後金融環境激変、「中小企業特別相談窓口」設置、セーフティネット機能発揮

2001(平成13年)以降

- ▶再生支援プログラムを拡充

- 2001年 DIPファイナンス(事業再生支援貸付)取扱開始
- 2004年 DDS第一号案件を実行
- 2006年 償還条件付DES取扱開始

2006(平成18年)

- ▶ビジネス・ソリューション・カンパニー(BSC)を設置し、多様化・高度化する中小企業のニーズに対応

2008

2008(平成20年)

- ▶「株式会社商工組合中央金庫法」施行、株式会社形態に移行



オープニングセレモニー(2008年)

- ▶法定指定金融機関として「危機対応業務」を開始、以降「リーマンショック後の経済金融危機対応」「東日本大震災からの復興・復旧に向けた対応及び円高・デフレ対応」を実施

- ▶2010(平成22年) 成長戦略総合支援プログラムを創設

2012(平成24年)

- ▶バンコク駐在員事務所開設
海外ネットワークを拡充し、中小企業の海外展開をサポート

2016(平成28年)

- ▶危機対応業務に係る不正事案が発覚

2018

2018(平成30年)

- ▶ビジネスモデル等に係る業務の改善計画を提出
- ▶「商工中金経営改革プログラム」を公表し、2021年度まで実行

2020(令和2年)

- ▶新型コロナウイルス感染症に係る危機対応業務を開始

2022(令和4年)

- ▶企業理念「PURPOSE・MISSION」を制定
- ▶「中期経営計画(2022~2024年度)」を公表

2023(令和5年)

- ▶「株式会社商工組合中央金庫法」改正、政府保有株式の処分方針が決定
- ▶定款の一部変更により企業理念を定款に規定

▶…お客さま支援の取組み

- 2008年 米リーマン・ブラザーズ破綻
- 2011年 東日本大震災発生
- 2014年 消費税8%へ引上げ

- 2019年 消費税10%へ引上げ
- 2020年 新型コロナウイルス感染症拡大
- 2022年 ウクライナ紛争